

10月31日(日)は投票日

投票に行こう!



衆議院議員総選挙 および 最高裁判所裁判官国民審査

選挙管理委員会事務局 (☎ 82-1183)

【投票時間】 7時～20時 31投票所 (松ヶ瀬、森広、湯の峠、福田の4投票所は18時まで)

※ 埴生東投票区の投票所は「山口県漁業協同組合埴生支店ふれあいセンター」から「埴生公民館」へ、第二小野田投票区の投票所は「武道館」から「市民館」へ変更されています。また、東側自治会の方は、投票所が「中村公会堂」から「埴生公民館」へ変更されています。

【開票】 21時30分～ 市民館体育ホール

■期日前投票 投票日に予定があつて投票に行くことができない人は、次のどの投票所でも期日前投票ができます。投票所入場券(はがき)裏面の「期日前投票宣誓書」にご記入のうえ持参してください。

場所	受付期間	受付時間
市役所 1階ロビー	10月20日(水)～30日(土)	8:30～20:00
保健センター	10月24日(日)～30日(土)	
赤崎公民館	10月25日(月)～29日(金)	8:30～17:00
埴生公民館		

投票の方法

- 【小選挙区】投票用紙に候補者の氏名を記入
- 【比例代表】投票用紙に政党名を記入
- 【国民審査】辞めさせた方が良くと思う裁判官の氏名の上の枠内に「×」を記入

投票することができる人

- ①～③の要件をすべて満たす人は投票できます。
 - ① 令和3年10月18日(登録基準日)現在、山陽小野田市に住所を有する人
 - ② 平成15年11月1日以前に生まれた人で、日本国籍を有する人
 - ③ 令和3年10月18日現在、引き続き3か月以上山陽小野田市の住民基本台帳に記録されている人(他の市区町村から転入した人は、令和3年7月18日までに転入の届出を済ませている人)
- ※ 7月19日以後に転入の届出を済ませた人は、転入前の住所地で投票できる場合がありますので、その市区町村にお問い合わせください。

不在者投票

- 病院や老人ホーム等に入院・入所中の人
不在者投票施設に指定された病院や老人ホーム等の施設に限り、事前に施設の管理者に依頼して、その施設で投票することができます。
- 他の市区町村での不在者投票
出張等で投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。
- 新型コロナウイルス感染症患者への対応
自宅療養・宿泊等をしている人で一定の要件に該当する場合は別途投票の方法があります。詳しくはお問い合わせください。

代理投票・点字投票

けが等により字を書くことが困難な人は、係員が代わりに投票用紙に記入します。また、重度の視覚障がいがある人は、点字投票ができます。投票所で係員まで申し出てください。

選挙公報

朝日、毎日、読売、日本経済の各紙の朝刊に折り込む予定です。なお、新聞未購読の世帯にも10月29日(金)までにお届けできるよう手配します。また、市役所、厚狭地区複合施設、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所、各公民館にも備え付けます。